

全道人間流送競技大会競技規則

- 平成元年 1 月 1 日
- 平成 5 年 7 月 23 日改正
- 平成 6 年 7 月 1 日改正
- 平成 7 年 7 月 25 日改正
- 平成 10 年 7 月 23 日改正
- 平成 12 年 7 月 18 日改正
- 平成 13 年 7 月 5 日改正
- 平成 20 年 6 月 4 日改正
- 平成 28 年 5 月 1 日改正
- 令和 5 年 6 月 6 日改正
- 令和 6 年 5 月 23 日改正
- 令和 7 年 5 月 22 日改正

1. ルール規約

この競技規則は、「全道人間流送競技ルール」であり、人間流送競技において適用する。

第 1 章 競技場及び用具

第 1 条 競技場

本大会会場は、平成元年度より鵜川河川を利用することとする。ただし、実行委員長は、選手の安全を確保するため、大会当日の天候及び社会情勢等を考慮し、使用するコースをあらかじめ変更することができることとする。

第 1 項 コース

1 水上競技ルール

- ①コースは一般部門距離 80m、混合部門 50m、小学生部門 30m とする。
- ②コースは鵜川河川の中に設定する。
- ③コースの設定は実行委員会が行う。

2 陸上コースルール

- ①コースは一般部門距離 160m、混合部門 80m、小学生部門 80m とする。
- ②コースは平坦な路上とする。
- ③コースの設定は実行委員会が行う。

第 2 条 用具及び服装

競技の際に使用する用具・服装は次の通りとする。

第 1 項 竿

竿は実行委員会が用意した物に限る。

第 2 項 ヘルメット

船頭は必ずヘルメットを着用する。
使用するヘルメットは自由とする。

第 3 項 ゼッケン

船頭はゼッケンを着用する。

第 4 項 靴

競技参加者は、必ず足袋（地下足袋）または靴を着用する。（サンダルは不可とす

る。)

船頭は足袋（地下足袋）を推奨する。

馬は走りやすく、脱げにくい物で、靴底にスパイク等の無い物を着用する。

第5項 服装

競技の際の服装は自由とするが、ケガのないような動きやすい服装にする。

第2章 チーム編成

第1条 チーム編成

第1項 チーム編成

一般部門は船頭1名と馬9名以下で構成し、混合部門は船頭1名と馬8名以下で構成し、女性は4名以上で船頭は女性とする。小学生部門は船頭1名と馬25名以下で構成する。

チームには監督をおく。(選手を兼ねる事ができる)

第2項 参加資格

参加資格は、小学校5年生以上の健康な男女とする。

第3項 監督

監督は競技上の代表者である。

競技についての質問は監督のみが行える。

第3章 競技方法

第1条 競技

第1項 競技

競技は、馬が馬跳びの馬のように屈んで進行方向に連なり、その背中の上を船頭が渡って進むものとする。進み方は、船頭が落下した場合は審判の指定した落下地点から再スタートするものとし、チームの選手のみが介助することができる。船頭が落下しても時計は継続して計測するものとする。

第2項 選手の登録及び交代

選手の登録は、あらかじめ参加申込み書により行う。

なお、上記により登録した選手に変更がある場合は、競技当日の受付時に、登録選手の変更を行わなければならない。

競技当日の受付時に、競技に出場する選手の確定を行う。

受付後の選手の交代は、認められない。(選手が揃っていない場合は参加取り消しするか、その場に揃っている選手で競技を開始する)

第2条 競技のルール

第1項 ルール

コース及び出走順は、抽選により決定する。ただし、前年度優勝及び準優勝チームが出場の時は、それぞれ最終レースの出走とする。

競技の開始はスターターが行う。

スタートは、スタートラインから合図とともに船頭が馬に上り始める。

競技中併走する相手チームの進路を妨害してはならない。

競技中は、選手以外でコースに入れるのは各チーム1名(尻叩き役のみ)とするが、落下した船頭が上がる時の介助をしてはいけない。

スタート後の船頭の交代は認めない。

飲酒しての競技参加は認めない。

裸足、靴及び足袋が脱げた状態での競技参加は認めない。

第2項 競技の勝敗

競技は、スターターの合図で始まり、馬の先頭と船頭がゴールに入るまでのタイムレースとし、所要時間の短いチームより順位を決定する。

競技の続行が困難であると審判が判断した場合は競技を中止する。竿が折れた場合は審判に申し出て竿を交換し、競技を続行する。船頭が落下したりして竿を流した場合は船頭が自力で竿を拾い競技を続行する。(タイムは継続する)

その他競技の続行が困難になった場合は、審判の判定により競技のやり直しをすることができる。

入賞チームが同タイムの場合は、対象チームの代表者5名によりジャンケンをして順位を決定する。

第4章 審判員

第1条 審判員の任務と権限

第1項 審判員

スターター:ゴールの準備を確認し、スタートの合図をする。

伴走審判:各チームに1人伴走し、落下地点の指定と競技中の退場を含め、警告及び競技のやり直し、中止を判定する。

計時審判:スタートからゴールまでのタイムを計測する。各チーム1人ずつ計2名と予備1人の3名とする

ゴール審判員:1コースに1名、ゴールの可否を判定する審判員をおく。

その他:その都度必要と思われる審判員及び補助員をおく。

第2条 警告及び退場等

次の場合、審判員は競技を中断し、当該競技者を退場させるとともに、チームに警告し、競技のやり直し又は没収を判定する。

- ・悪質な進路妨害を行った場合。
- ・選手以外の者が、船頭を介助した場合。
- ・乱暴な行為を行った場合。
- ・危険行為を行った場合。
- ・審判の警告に従わない場合。
- ・第3章 競技方法 第2条 競技のルール 第1項 ルールを違反した場合。

第3条 競技の没収

第1項 遅刻

競技開始時間までに参加チームが5名以上集合していない場合は、その出場権を没収する。

審判員が競技の開始を命じたにもかかわらず、これを拒んだ時はその競技を没収する。

審判員は、不正な出場者を発見した場合はその競技を没収する。

競技中に、2度の警告を受けた場合、そのチームの競技を没収する。

第4条 競技の中断・中止・延期・やり直し

第1項 競技の中断

天候その他の事情により、競技の続行が困難な場合は競技を中断・中止及び延期する。

中断された競技は審判団の協議によりやり直しすることができる。